

中小企業におけるリース取引の会計・税務処理のご案内

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、これまでどおり、支払リース料を費用処理できます。

- ▶ リース会計基準が改正されました（平成 20 年 4 月）が、中小企業の借手の方は、「中小企業の会計に関する指針」により、これまでどおり所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理することができ、支払リース料を費用として処理することができます〔リース取引に重要性がある場合には、貸借対照表に未経過リース料を注記する必要があります〕。
- ▶ 平成 20 年 4 月 1 日以降に契約するリース取引においては、支払リース料を賃借料として損金処理した場合、税務上その金額は、減価償却として損金経理をすることができます。また、リース料がリース期間にわたって定額で、リース期間定額法による減価償却限度額と同じである場合、確定申告の際に減価償却に関する明細書を添付する必要はありませんし、申告調整を行う必要もありません。
- ▶ 平成 20 年 4 月 1 日以降に契約するリース取引の消費税の取扱いについては、リース資産の引渡日（リース取引の開始日）に資産を譲り受けたものとして取り扱われますが、支払リース料を賃借料とし損金処理する場合、これまで通り支払リース料にかかる消費税は、仕入控除することができます。

【所有権移転外ファイナンス・リース取引】

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引（解約不能かつフルペイアウトのリース取引）のうち、所有権が移転すると認められるリース取引以外のリース取引をいいます。

【中小企業の会計に関する指針】

「中小企業の会計に関する指針」は、関係 4 団体（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の 4 団体）により作成されています。

「中小企業の会計に関する指針」（最終改正平成 20 年 5 月 1 日）では、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、借手は「賃貸借処理」することができるかとされています。

ただし、以下の に該当する会社は「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

金融商品取引法の適用を受ける会社（上場企業等）並びにその子会社及び関連会社
会計監査人を設置する会社（大会社等）及びその子会社

【リース期間定額法】

「リース期間定額法」とは、所有権移転外ファイナンス・リース取引に適用される税法上の減価償却の方法で、以下の算式により償却限度額を計算します。

「リース期間定額法」の各事業年度の償却限度額

$$\text{(リース資産の取得価額 - 借手の残価保証額)} \times \frac{\text{当該事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

税法上の取得価額はリース料総額が原則ですが、リース会計基準に従って資産計上した額（利息相当額を区分したリース料総額の現在価値または見積現金購入価額）を取得価額とすることもできます。取得価額に借手の残価保証が含まれている場合は当該保証額を控除して償却限度額を計算します。